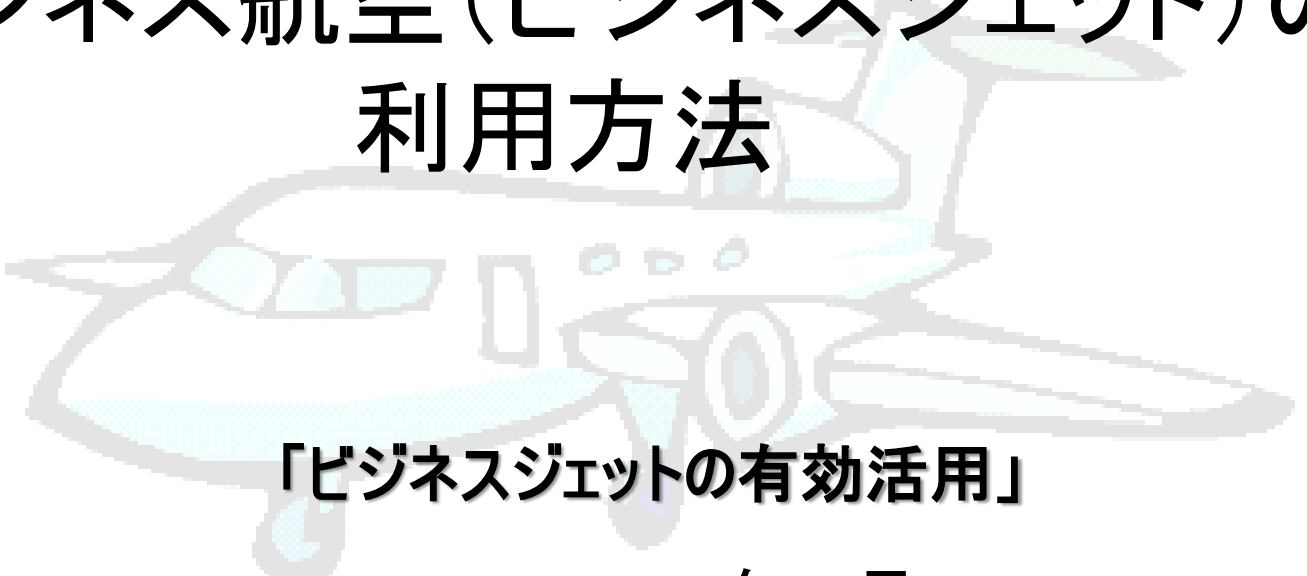


# ビジネス航空（ビジネスジェット）の 利用方法



「ビジネスジェットの有効活用」

2015年4月

日本ビジネス航空協会（JBAA）

# 0. 目次

---

1. ビジネス航空(ビジネスジェット)の利用方法について
2. ビジネスジェットの利用形態 P.4-5
3. ビジネスジェット機のチャーター P.6-8
4. ビジネスジェット機の購入、所有 P.9-11
5. ビジネスジェット機の運航 P.12-15
6. 問い合わせ先等 P.16

# 1. ビジネス航空(ビジネスジェット)の利用方法について

- ・ビジネス航空とは「ビジネス遂行上の目的で航空機(飛行機及び回転翼航空機)を使用して行う貨客の輸送」のことをいいます。  
そしてビジネス航空に使用される航空機がビジネス機であり、その代表がビジネスジェット機です。
- ・そのビジネスジェット機にも、1,000km程度の距離を4、5名のお客様を乗せて飛ぶ小型、近距離用の機体から、10名以上のお客様を乗せて東京ーニューヨークや東京ーロンドンを直行できるような大型の長距離用の機体まで様々な機種があります。
- ・日本での活用は遅れていますが、近年国土交通省の後押し等もありビジネス航空(ビジネスジェット)利用の基盤整備は大きく前進してきています。  
日本の企業でも徐々に使われる会社が増えています。
- ・ここでは世界のビジネス界ですでに欠くことができない有効なビジネス用ツールとして定着、活用されているビジネスジェット機の利用法について説明します。

注: ビジネス航空についての、一般的解説、使用するメリット、安全性等については別資料「ビジネス航空(ビジネスジェット)とは、その現状と利用、そしてそのメリット」をご参照下さい。

## 2. ビジネスジェットの利用形態（その1）

◆ ビジネスジェットの利用形態としては以下の2つの方法があります。

### ①利用者が自ら所有する自家用機を使用

- 所有形態： 単独所有 or 分割所有(共同所有)
- 所有国籍： 日本籍 or 外国籍(たとえば米国籍)
- 維持管理： 自社で運航・整備 or 運航・整備等を全て外部に委託

### ②利用者が自己の目的のために個別に運航会社から事業用機をチャーター(オンディマンドチャーター)

- 日本籍機を日本の事業者からチャーターする  
(現時点では、日本籍機は主として日本国内及び近距離国際線向き)
- 外国籍機を日本の事業者もしくは外国の事業者からチャーターする  
(外国籍機であれば東京-ニューヨーク直行可能なような航空機を日本の事業者からチャーターすることは現時点でも可能)

それぞれ一長一短がありもっとも自分に適した方法で使用するのが得策です

## 2. ビジネスジェットの利用形態（その2）

一般的には利用形態としては以下が適当とされています。

年間利用時間	利用形態
50時間未満	オンディマンドチャーター
50～300時間	分割所有
300時間超	自己所有

直ちに長時間の利用が見込まれる場合や投資目的等を兼ねて購入する場合を除けば、オンディマンドチャーターから利用を始めるのが普通。

### 3. ビジネスジェット機のチャーター（その1）

---

ビジネス機をビジネスジェット事業社（運航会社）からオンデマンドチャーターする方法としては通常以下の2通りがあります。

#### (1) 日本籍のビジネスジェット機を日本企業からチャーターする

日本籍の機体は国内あるいは近距離国際向きの中、小型の機体が主。

#### (2) 外国籍（アメリカ国籍等）のビジネスジェット機をチャーターする

通常日本企業を通じて日本でチャーターする外国籍の機体は、日本国内使用に於いては制約があるため、長距離国際運航向きの中、大型の機体が主。

### 3. ビジネスジェット機のチャーター(その2)

---

日本籍のビジネス機をチャーターできる会社としては以下のような会社があります。

朝日航洋(株)

[中日本航空\(株\)](#)

静岡エアコミュニタ(株)

国内あるいは近距離国際向きの中、小型の機体が主ですが、上記会社が運航する中型の機体の一部は中国内陸部や香港、マニラ等への直行運航が可能、又1 Stopすればほぼ東南アジア全域への運航が可能です。

### 3. ビジネスジェット機のチャーター(その3)

---

外国籍のビジネス機をチャーター(運航、紹介)できる日本の会社としては以下のような会社があります。

[丸紅エアロスペース\(株\)](#) 第1営業本部 航空機ビジネスユニット

[双日\(株\)](#) 船舶・宇宙航空本部 航空事業部

上記の会社が扱う機体は、基本的には中、長距離国際向きの機体が主です。その一部の機体は、東京ーニューヨーク、東京ーロンドン等の直行運航が可能で、アフリカや南米等へも1 Stopでの運航が可能です。(目的地、時期等によります)



## 4. ビジネスジェット機の購入、所有（その1）

---

- ・ビジネスジェット機には、次ページに示すように用途に応じて 色々な種類の機体があります。次ページに示すものは一例に過ぎません。
- ・所有は日本国籍で持つことも、主として外国向けに使用するのであれば 外国籍（通常アメリカ籍）で持つことも可能です。
- ・航空機メーカーや、その代理店、関連会社等に相談すれば、必要な情報、支援を受けることができます。

# 4. ビジネスジェット機の購入、所有（その2）

小型・短距離用から大型・長距離用まで色々な機種があり自分の用途 に適した機体を選択できます。

クラス	最大離陸重量	代表機種	イメージ	価格	航続距離	北米での使われ方
VLJ (Very Light Jet)*	5,000 - 10,000 lb	Honda Aircraft HondaJet		\$4.5m	1,180nm	地域運航
Entry	10,000 - 13,000 lb	Cessna Citation CJ2+		\$6.89m	1,613nm	地域運航
Light	13,000 - 20,000 lb	Bombardier Learjet 40XR		\$10.6m	1,723nm	ドメスティック全体
Light medium	20,000 - 33,000 lb	Cessna Citation Sovereign		\$17.61m	2,847nm	北米全土
Medium	33,000 - 50,000 lb	Bombardier Challenger 605		\$29.08m	4,010nm	北米全土、大西洋横断
Heavy	50,000 - 100,000 lb	Gulfstream G650		\$64.5m	7,000nm	太平洋横断
Airliner	Over 100,000 lb	Airbus ACJ319		\$80m	6,000nm	太平洋横断

\*Honda Aircraft Companyは "Advanced Light Jet" という表現を使用している。出典:Flightglobal「2011 Pocket Guide to Business Aircraft」

## 4. ビジネスジェット機の購入、所有（その3）

ビジネスジェット機は以下のような航空機メーカーが製造しています。括弧内は協会会員であるそのメーカーの日本代理店あるいはその関連会社であり、これら会社から購入、所有に関する必要な情報、援助を得ることができます。

航空機メーカー	日本の関連会社/代理店
BOMBARDIER社	<a href="#">双日(株)</a>
CESSNA社	<a href="#">岡山航空(株)</a> 、 <a href="#">(株)ジャプコン</a>
DASSAULT FALCON社	三井物産エアロスペース(株)
EMBRAER社	
GULFSTREAM社	<a href="#">丸紅エアロスペース(株)</a>
HONDA AIRCRAFT社	HONDA AIRCRAFT社(米国本社、会員)
AIRBUS社	エアバス・ジャパン(株)
BOEING社	<a href="#">双日(株)</a>

又各メーカーが製造している機種についての詳細は協会ホームページ(リンク(参考資料)→世界のビジネス航空機製造メーカーと航空機)からご覧になれます。

## 5. ビジネスジェット機の運航(その1)

---

- ・保有したビジネス機(ビジネスジェット機)の運航(運航、整備)は自社で行うこともできますし、そのすべてを外部に委託することも可能です。
- ・運航、整備責任の所在を明確に出来れば部分的に委託することも可能です。
- ・運航に関しても、メーカーやその日本代理店あるいは関連会社から必要な情報・支援を得ることができます。

## 5. ビジネスジェット機の運航(その2)

- ◆ 日本籍で購入された場合、その運航・整備を委託できる会社としては以下のような会社があります。

外国籍の場合は原則として登録国の会社に運航を委託することになりますが、整備の一部等は外国籍機の整備の資格を持つ日本の会社に委託することが可能です。詳細はメーカーあるいは代理店又は以下の会社にご相談下さい。

朝日航洋(株)

[中日本航空\(株\)](#)

[岡山航空\(株\)](#)、[\(株\)ジャプコン](#)

(株)静岡エアコミュータ

(株)ジャムコ (整備のみ)

注：上記の会社も、種々の条件により受託できる機種が限定されますので詳細は各社にお問い合わせ下さい。

## 5. ビジネスジェット機の運航(その3)

- 運航や整備以外に、飛行機を所有した後や、外国から飛来する顧客の飛行機の運航等に関し、空港の発着枠の取得手続きや地上手配(食事、車、その他)などの地上支援を行う会社として以下のような会社があります。  
(運航会社を通じて手配することも可能です)

ANA成田エアポートサービス(株)

スイスポートジャパン(株)

(株)ユニバーサル・アビエーション

Japan Aviation Service(株)

(株)ノエビア アビエーション

CKTS(株)

ジャパン・エアポート・グランドハンドリング(株)

運航会社、整備会社は通常その本拠地等に於いてはグランドハンドリング業務も受託しています。

## 5. ビジネスジェット機の運航(その4)

- 運航先の空港(旅客施設、ハンガー、使用手続き等)の情報については以下の空港管理自治体、空港会社あるいはターミナル会社等から情報を得ることができます。  
(海外などは、運航会社を通じて入手することも可能です)

愛知県企画振興部航空対策課(県営名古屋空港(小牧))

神戸市みなと総局空港事業室(神戸空港)

佐賀県有明佐賀空港活性化推進協議会(佐賀空港)

中部国際空港(株)

成田国際空港(株)

新関西国際空港(株)

長崎空港ビルディング(株)

東京国際空港ターミナル(株)

## 6. ビジネスジェット機の利用に関する問い合わせ

各ページに記載されている会社は全て協会の会員企業です。  
各社ごとの詳細情報(価格を含む具体的使用、購入の相談等を含む)をお知りになりたい場合は直接各社にお問い合わせ下さい。  
協会ホームページの会員欄に各社のホームページへのリンクが貼られていますのでそれにより各社の連絡、お問い合わせ先をご確認いただくことができます。





より詳細な一般情報をご希望の場合は  
以下にご連絡下さい。

一般社団法人 日本ビジネス航空協会  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3  
東京宝塚ビル10階  
丸紅エアロスペース(株)内  
電話番号: 03-5157-7525  
E-Mail: [info@jbaa.org](mailto:info@jbaa.org)  
協会HP: <http://www.jbaa.org>